

令和8年度中小企業採用ブランド構築支援業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2 の業務内容のうち 【提案】 と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

和歌山の地域経済を支える中小企業の採用力強化（採用ブランドの構築）を支援すること。

(1) キックオフセミナー

採用ブランドの構築の必要性や中小企業ならではの採用ブランディングの可能性等を知る機会となるセミナーを和歌山県内で1回以上ハイブリッド（対面＆オンライン）開催すること。

【提案】 開催時期・場所、内容、講師等具体的な計画を提案すること。

また、多くの県内企業が参加するよう広報活動を具体的に提案すること。

(2) 参加型ワークショップ

採用ブランディングのエッセンスを学ぶことができ、実践につなぐことができるワークショップを和歌山県内の1拠点以上で開催すること。

【提案】 開催時期・場所、内容、講師等具体的な計画を提案すること。

(3) 実践プログラム（伴走支援）

県内企業7社程度に対し、以下ア及びイの伴走支援を6か月以上で実施すること。

なお、伴走支援を実施する企業については、和歌山県と協議の上、決定するものとする。

ア 企画立案・試行検証

(ア) 採用ブランド構築に向けた課題整理

(イ) 課題解決に向けたトライ＆エラー

(ウ) 採用ブランドの形を企画立案

(エ) 中間成果報告会

イ 自走に向けた実践

(ア) 企画立案した活動（トライ＆エラー）

(イ) 企業主体の推進

(ウ) 成果報告会（ハイブリッド（対面＆オンライン）開催）

【提案】 支援体制（支援回数・手法・期間等）を具体的に提案すること。

なお、配置する人員の資格や具体的な実績等が分かる書類を提出すること。

【提案】 本事業の効果を高めるための独自事業を提案すること。

(4) 採用ブランド構築による取り組みの周知

採用ブランドの構築による人材獲得の取組を周知・浸透させるため、採用ブランドを構築し採用活動している企業の実例を知り、採用ブランド構築のために必要な情報を収集するための機会を設けるため、以下の内容を考慮したイベントを実施すること。

また、採用ブランドの構築に取り組む意欲のある県内企業の開拓を実施すること。

- ア 採用ブランド構築取り組んだ企業の事例紹介セミナー 年2回程度
- イ 採用ブランド構築のために必要な手法や知識を学ぶ勉強会 年3回程度

【提案】開催時期・場所、内容、講師等具体的な計画を提案すること。

また、本事業に関する広報活動を具体的に提案すること。

*成功事例と併せて採用ブランド構築の必要性に訴えかけるようなセミナーとすること。

(5) その他

- ア 本業務の実施に当たっては、和歌山県と綿密に調整すること。
- イ 本事業への県内企業の参加を促進するためにチラシの作成、紙面やWEB広告媒体の活用等による広報を実施すること。なお、WEB広告媒体として既存の専用WEBページ<<https://propel.pref.wakayama.lg.jp/>>を活用すること。

3. 対象となる経費

- (1) 本業務の運営に係る人件費（コーディネーターの賃金や旅費等）
- (2) 業務実施に係る諸経費（会場使用料、講師謝金、テキスト制作費等）
- (3) その他広報費・消耗品費等（WEBページ及びチラシ作成費、広告費等）

4. 留意点

- (1) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせることができない。業務を効果的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (5) 県が実施する他の就職促進事業及び委託事業者と連携を図ること。

5. その他

- (1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2)(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (4) 本事業により制作されたコンテンツに関する知的財産権（著作権、特許権等を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は当該権利の内容を和歌山県に報告するものとし、県は本事業の目的の範囲内で当該権利を無償利用できること

とする。

- (5) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。